第3版改訂:2023年10月1日

GENES会員規約

株式会社コシダテック

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

この規約は、株式会社コシダテック(以下「当社」といいます。)が提供するGENESサービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されます。

- 2) この規約の他に当社が別途定める諸規定は、それぞれこの規約の一部を構成するものとします。
- 3) 当社が会員に対して発する第3条所定の通知は、この規約の一部を構成するものとします。
- 4) この規約の規定と前項の諸規定の内容が異なる場合、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。

第2条 (規約の変更)

当社は一定の予告期間をもって当社所定の方法により会員に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。会員は、当社からの通知をもって、これを承諾するものとします。

第3条(当社からの通知)

当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

2) 前項の通知は、当該通知のなかに記載された日付より効力を生じるものとします。

第4条 (用語の定義)

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「会員契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「会員」とは、当社と会員契約を締結している者をいいます。
- (3) 「料金等」とは、本サービスの提供に関する料金その他債務およびこれにかかる消費税相当額をいいます。
- (4) 「本サービス用通信回線」とは、本サービスに使用するため、当社が第一種電気通信事業者から提供を受ける電 気通信回線をいいます。
- (5) 「本サービス用設備」とは、本サービスに使用するため、本サービス用通信回線に接続された当社の電気通信設備(コンピュータ本体、入出力装置およびその他の機器ならびにソフトウェア等をいいます。)をいいます。

第2章 本サービス

第5条(本サービスの種類)

本サービスには、以下の種類があります。

- (1) GENES PRO
- (2) GENES REMOTE
- (3) GENES SECURE
- (4) GENES DATA
- (5) GENES 電力みえる化

第6条(オプションサービスの提供)

会員は、オプションサービスの利用を希望する場合は、オプションサービスの種類その他そのオプションサービスを 特定するための事項について当社所定の方法により申込むものとします。

2) 前項のオプションサービスの利用の申込があった場合、当社は、第10条の規定に準じて取り扱います。

第7条(提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第8条(営業時間)

本サービスを利用できる時間は、1日 2 4 時間、1 週 7日とします。但し、別途当社が定める本サービス用設備機器に係る保守の時間を除くものとします。

第3章 契約

第9条(契約の申込)

会員契約の申込は、この規約を承認のうえ当社所定の方法により行うものとします。

第 3 版 改訂: 2023 年 10 月 1 日

第10条(申込の承諾)

会員契約は、前条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。

- 2) 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、入会の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は入会の申込みを承諾した後であっても、以下のいずれかに該当する事が判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、本サービスの停止及び会員契約の解除をすることができるものとします。ただし、本条項(2)の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約の解除をすることができるものとします。
- (1) 入会の申込みに虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 申込み者が、本サービスの料金等の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (3) 当社の指定するリース会社が、入会申込み者との端末側機器のリース契約締結を拒否した場合
- (4) 入会の申込みを承諾することが、当社の業務遂行上または技術上支障があると当社が判断した場合
- 3) 前項に従い当社が会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等について、会員はこれを支払うものとします。

第11条 (ユーザ I Dおよびパスワード)

当社は、会員契約成立後速やかに、本サービスを利用するためのユーザ I Dおよびパスワードを会員契約の申込書に記載した控えを会員に提出致します。

- 2) ユーザ I Dおよびパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
- 3) 会員のユーザ I Dおよびパスワードにより本サービスが利用されたときには、その会員自身の利用とみなされるものとし、当該会員は、その利用に係る料金等を負担するものとします。

第12条 (契約事項の変更等)

会員は、その契約者名、所在地または連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。

2) 会員は、本サービスの料金等の預金口座振替に利用する金融機関の口座番号等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により当社に申込むものとします。

第13条(会員が行う契約の解除)

会員が会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に届け出るものとします。 この場合、毎暦月の初日から 25 日までに当社に通知のあったものについては当該暦月の末日に、また毎暦月の 26 日から末日までに当社に通知があったものについては当該暦月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。 2) 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後についてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第14条 (譲渡禁止等)

会員は会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除

第15条(利用中止)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、会員による本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
- (2) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 天災、事件、事故、その他不可抗力など当社の責任に帰さない事由により本サービスの履行ができない場合
- 2) 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条(利用停止)

当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任も負うことなく、当該会員による本サービスの利用を 停止することがあります。

- (1) 入会の申込みに虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 支払期日を経過しても利用料金等を支払わない場合(当社の指定する預金口座振替代行業者より利用料金等の預金口座振替ができなかった旨連絡があった場合も含む)
- (3) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申し立てもしくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または、整理、民事再生、破産、会社更生もしくは特別清算の手続開始の申し立てがあったとき。
- 2) 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3版 改訂:2023年10月1日

第17条(当社が行う契約の解除)

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知する事により、その会員契約を解除することができるものとします。

- 2) 当社は、会員が前条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、当社所定の方法により通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
- 3)全2項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本サービスの利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

第5章 料金等

第18条(料金等)

料金等の具体的な額は、会員入会申込書に記載のされた範囲とします。

第19条(料金等の計算方法)

当社は、本サービスの料金について、毎月1日から当月末日までの1_ヶ月間(以下「料金月」といいます。)を単位として計算します。

2) 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

第20条(料金等の支払方法)

当社は、第19条に定める料金月を基に本サービスの料金を請求し、会員は、請求月の翌月末までに振込みまたは口座 振替にて料金を支払うものとする。この場合、振込み手数料は会員の負担とします。

第21条(延滞利息)

会員は、正当な理由なく第20条の支払方法を遵守できなかった場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払っていただきます。2)当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

第22条(消費税等相当額の計算)

当社は、消費税等相当額の計算においてその計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

第6章 利用上の注意

第23条(端末等)

会員は、自己の費用と責任で端末を第一種電気通信事業者等の電気通信サービス等を経由して本サービスを利用するものとします。 2)会員は、本サービスの提供に支障を与えないために、前項の端末を正常に稼働するように維持するものとします。

第24条(会員の義務)

会員は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 犯罪に結びつく行為
- (2) その他法令に違反する行為
- (3) その他本サービスの運営を妨げるような行為
- (4) その他前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 2) 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。

第25条(本サービスの変更、追加)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加することができるものとします。この場合、第2条の規定を準用するものとします。

2) 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加につき、何ら責任を 負うものではありません。

第7章 責任

第26条(責任)

当社は、当社の責に帰すべき理由により、会員に損害が生じたことが明らかな場合にのみ、かつ本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して1日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、会員の月額利用料の金額を限度として賠償します。ただし、会員の故意または過失により発生、または拡大した損害についての責めは負いません。

第3版 改訂:2023年10月1日

第27条 (責任の対象外)

当社は、以下に定める事項については一切の損害賠償の責を負いません。

- (1) 会員以外の第三者によって不正にログインされ会員に損害が発生した場合
- (2) 端末が電波の届かない状態や、電源断および故障などによって本サービスの一部もしくは全部の履行ができないことによって会員に損害が発生した場合
- (3) 会員以外の第三者に直接生じた損害
- (4) 第10条2項、15条乃至17条に定める事由により会員に損害が発生した場合

第8章 保守および運用等

第28条(当社の維持責任)

会員は、本サービスを利用することができなくなったときは、その旨を当社に通知するものとします。

2) 当社は、当社の設置した本サービス用設備または本サービス用通信回線に障害が生じまたは本サービス用設備が減失したことを知ったときは、速やかにその本サービス用設備を修理しまたは復旧します。

第29条(通信利用の制限)

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

第9章 雑則

第30条(秘密保持)

当社は、本サービスの提供に関連して知り得た会員の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合にはこの限りではないものとします。

第31条(準拠法)

この規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第32条(合意管轄)

会員と当社との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。